





県 紋 章

○一般競争入札の実施(がんセンター)

つる舞う形の群馬県/上毛かるた

1 1

令和4年9月30日(金) 第10039号

次 ページ ○群馬県県営住宅等整備基準条例施行規則の一部を改正する規則(住宅政策課) 2 ○道路の供用開始(道路管理課) 3 ○群馬県景観条例第20条第2号に規定する区域指定(都市計画課) 3 ○都市計画道路変更の県原案(都市計画課) 4 ○公聴会の開催(同) 4 選挙管理委員会告示 ○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 5 監査委員公告 ○監査結果の公表 6 企業管理規程 ○群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程(総務課) 9 病院管理規程 ○群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(経営戦略課) 10 ○群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同) 1 0 入札公告

の

令和四年十月一日から施行する。

規則は、

規

則

群

群馬県規則第四十六号

部を次のように改正する。群馬県県営住宅等整備基準

一部を改正する規則をここに公布する。

Щ 本 太

群馬県知事

|馬県県営住宅等整備基準条例施行規則(平成二十四年群馬県規則第五十三号)| 群馬県県営住宅等整備基準条例施行規則の一部を改正する規則

の

国土交通省告示第千三百四十七号。以下「評価方法基準」という。)」に改める。十一年法律第八十一号)第三条の二第一項の規定に基づく評価方法基準(平成十三年め、同条第二項中「評価方法基準」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成設置した太陽光発電設備の活用を含む。)が行われるものでなければならない」に改設・の活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置(敷地内にルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置(敷地内にに、「ならない」を「ならず、また、気候風土、高層等により合理的な再生可能エネに、「ならない」を「ならず、また、気候風土、高層等により合理的な再生可能エネ 三号)第三十五条第一項第一号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準」 準」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三百四十七号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5―13の等級4の基号)第三条の二第一項の規定に基づく評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第千第二条第一項中「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一

■ 告 示

◎群馬県告示第229号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において 一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	大胡赤城線	前橋市苗ヶ島町字湯ノ沢国有林340林班へ小班地先から同市同字同国有林340林班り小班地先まで	令和4年9月30日
		前橋市苗ヶ島町字湯ノ沢国有林340林班る3小班地先 内	
		前橋市苗ヶ島町字湯ノ沢国有林340林班ま小班地先内	
		前橋市苗ヶ島町字湯ノ沢国有林339林班か小班地先内	
		前橋市苗ヶ島町字湯ノ沢国有林339林班か小班地先内	
		前橋市苗ヶ島町字湯ノ沢国有林339林班か小班地先内	
		前橋市苗ヶ島町字湯ノ沢国有林339林班る2小班地先 内	
		前橋市苗ヶ島町字湯ノ沢国有林339林班わ小班地先内	
		前橋市苗ヶ島町字湯ノ沢国有林339林班る2小班地先 内	
		前橋市苗ヶ島町字湯ノ沢国有林339林班わ小班地先内	
		前橋市苗ヶ島町字湯ノ沢国有林339林班わ小班地先内	

◎群馬県告示第230号

群馬県景観条例(平成5年群馬県条例第37号)第20条第2号に規定する区域を次のとおり指定し、令和4年 10月1日から施行する。

令和4年9月30日

群馬県知事 山 本 一 太

安中市の全域

告 ■公

渋川都市計画道路について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により変更するに 当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和4年9月30日

群馬県知事 山 本 一 太

1 都市計画道路中3・5・10号八幡前坂下線を3・5・10号八幡前線に名称を改め、3・5・10号八幡前線ほか1路線を次のように変更する。

種	名	ろ 称		位 置		区域			構	造	備
別	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構 造式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	考
幹線街路	3.5.10	八幡前線	渋川市 渋川字 八幡前		渋川市 渋川	約 700m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と立体交差 幹線街路と平面交差 2 箇所	
	3.6.19	関屋橋線	伊香保		町伊香	約 840m	地表式	2 車線	8m	幹線街路と平面交差 2 箇所	

2 都市計画道路中3・6・20号伊香保中之条線を廃止する。

群馬県都市計画公聴会規則(昭和45年群馬県規則第85号)第2条第1項の規定により、渋川都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和4年9月30日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 開催期日及び場所 令和4年10月26日(水)午前10時から 渋川市役所第二庁舎202会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 渋川都市計画道路の変更に係る都市計画の案(都市計画原案は、群馬県県土 整備部都市計画課、群馬県県土整備部渋川土木事務所及び渋川市建設交通部都市政策課において、令和4年9月 30日(金)から同年10月14日(金)まで閲覧に供する(ただし、群馬県の休日を定める条例(平成元年群 馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く。)。)
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計 画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面(別記様式)により、令和4年10月14日(金)まで に下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。 なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都 市計画課、群馬県県土整備部渋川土木事務所、渋川市建設交通部都市政策課及び公聴会の開催予定の場所に掲示 する。

 \exists

6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654 別記様式

渋川都市計画道路の変更 (3・5・10号八幡前坂下線ほか2路線の変更) に関する公述申出書 年 月

群馬県知事 山本 一太 あて

令和4年9月30日付け群馬県報に登載された渋川都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

1 公述申出人 住所 電話番号 氏名 年齢 職業

- 2 都市計画案に係る利害関係 (関係市町村の住民等は、記載不要)
- 3 意見の要旨(別紙のとおり)

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和4年9月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮 下 智 滿

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,183
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 301, 139
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	9, 997
甘楽郡	6, 215
吾妻郡	15,073
利根郡	9, 151
佐波郡	10,041
邑楽郡	26, 988
前橋市	92, 734

Î	1	
高崎市	103,	1 5 8
桐生市	30,	5 2 9
伊勢崎市	56,	0 4 8
太田市	59,	1 0 5
沼田市	13,	080
館林市	20,	6 7 8
渋川市	21,	4 4 6
藤岡市・多野郡	18,	9 2 2
富岡市	13,	2 4 5
安中市	16,	0 9 1
みどり市	13,	8 7 3

■ 監査委員公告

◎監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年9月30日

 群馬県監査委員
 林
 章

 同
 石
 原
 栄
 一

 同
 金
 井
 康
 夫

 同
 安孫子
 哲

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づ く行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和2年度会計(前年度監査基準日の翌日から令和3年5月31日まで) 令和3年度会計(令和3年4月1日から監査基準日まで)
 - (2) 監査対象機関 県庁等17機関及び地域機関等1機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨に のっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織 及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要

- (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
- (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 1件
- (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし

7 機関別監査結果

(1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
人事課 (令和4年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自治研修センター (令和4年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
感染症・がん疾病対策課 (令和4年9月12日)	(注意事項) 群馬県財務規則第191条第1項において、契約担当者は、契約を締結するに当たっては、納付の内容などを記載した契約書を作成しなければならないとされている。 当該機関は、車両賃貸借契約の締結において、予定価格積算票の仕様(納付の内容)と契約の相手方に示した仕様書が異なっていたが、契約の相手方に示した仕様書により契約を締結し、契約書に添付した仕様書の内容と異なる納付を受けていた。
健康長寿社会づくり推進課(令和4年9月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ワクチン接種推進課 (令和4年9月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県営ワクチン接種センター 運営課 (令和4年9月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
建設企画課 (令和4年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
契約検査課 (令和4年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
道路管理課 (令和4年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
都市計画課 (令和4年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 議会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
議会事務局 (令和4年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和4年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
管理課 (令和4年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
福利課 (令和4年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
学校人事課 (令和4年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
生涯学習課 (令和4年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
健康体育課 (令和4年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果		
警察本部 (令和4年9月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。		

企 業管理規程

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和四年九月三十日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

群馬県企業管理規程第十五号

うに改正する。 群馬県企業局財務規程(昭和三十九年群馬県企業管理規程第五号)群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程 第十五条第二項を次のように改める。 の 部を次のよ

上、保管するものとする。 領収済通知票は、年度別及び科目別に整理し、

毎月処理した日の順序にまとめた

第十五条第三項及び第四項を削る。

第四十四条第一項中「これに現金を添えて」 を削る。

(小切手等の支払地) 第四十五条を次のように改める。

第百十四条第一項中「又は収納取扱金融機関」を削り、同項ただし書を次のようにができる小切手等の支払地は、全国の区域とする。第四十五条 政令第二十一条の三第一項第一号に規定する収入の納付に使用すること 改める。 第百十四条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とただし、納入通知書によらず収入金の納付を受けたときは、この限りでない。

2 収納取扱金融機関は、納人から納入通知書により収入金の納付を受けたときは、機関から」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。し、同条第二項中「前項ただし書の規定により」を「前項の規定により収納取扱金融 を総括店に送付しなければならない。 これを領収して領収証書を納人に交付し、 領収済通知票及び収納原符(総括店用)

第百三十四条第三項中「経営戦略課」を「総務課」に改める

瘟

批

₩

查

併

П Ш

を

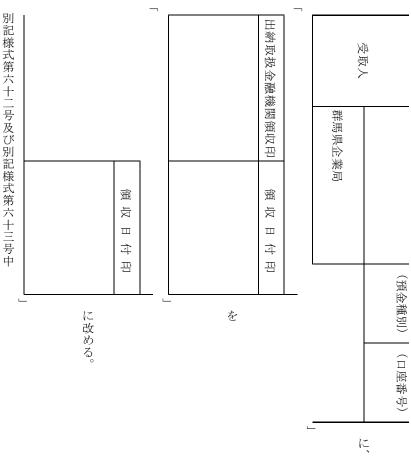
第百四十四条中「経営戦略課長」を 別記様式第三十三号中 「総務課長」に改める。

受两人 群馬県企業局 (口座番 卓 を

龕

批

に改める。



1 附

則

令和四年十一月四日から施行する。 この規程は、令和四年十月一日から施行する。 この規程は、 ただし、 第四十五条の改正規定は、

いる用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。3 この規程の施行の際現に改正前の群馬県企業局財務規程の規定により作成され いる書類は、改正後の同規程の相当規定によって発行されたものとみなす。2 この規程の施行の際現に改正前の群馬県企業局財務規程の規定により発行されて

病院管理規程

群 :馬県病院事業職員の給与に関する規程の 令和四年九月三十日 一部を改正する規程をここに公布する。

群馬県知事 Ш 本

太

群馬県病院管理規程第十三号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

の一部を次のように改正する。 |馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)

附則第十二項中「三千五百円」を「一万五百円」に改める。附則第十一項中「令和四年九月まで」を「当分」に改める。

この規程は、令和四年十月一日から施行する。

2

1

ては、 る救急医療業務手当について適用し、 教急医療業務手当について適用し、同日前の勤務に係る救急医療業務手当につい改正後の附則第十一項及び第十二項の規定は、令和四年十月一日以後の勤務に係 なお従前の例による。

公布する。 群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに

令和四年九月三十日

群馬県知事 Ш 本 太

群馬県病院管理規程第十四号

第一号)の一部を次のように改正する。 群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程 | 県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和二年群馬県病院管理群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 一年群馬県病院管理規程

附則第十一項中「三千五百円」を「一万五百円」に改める。附則第十項中「令和四年九月まで」を「当分」に改める。

則

2 1 は、なお従前の例による。救急医療業務手当について適用し、 急医療業務手当について適用し、同日前の勤務に係る救急医療業務手当について改正後の附則第十項及び第十一項の規定は、令和四年十月一日以後の勤務に係る この規程は、 令和四年十月一日から施行する。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成7年条約第23号) の適用を受けるものである。

令和4年9月30日

群馬県立がんセンター院長 鹿 沼 達 哉

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 多目的デジタルX線TVシステム 一式 (メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。)
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和5年3月31日(金)
- (4) 納入場所 群馬県立がんセンター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、 令和4年10月17日(月)までに群馬県会計局会計管理課に入札参加資格審査申請を行い、同月31日 (月)午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立がんセンター事務局経営課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程(平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。)第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。
- (8) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ること

を証明した者であること。

- (9) 本件と同種の物品について納入した実績があること。
- (10)日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒373-8550 群馬県太田市高林西町617-1 群馬県立がんセンター事務局経営課 岩丸哲大 電話0276-38-077 1 (内線4132)
 - (2) 入札説明書の交付方法 令和4年10月4日(火)から同月11日(火)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
 - (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、 入札参加資格確認結果は、令和4年11月8日(火)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

- ア 申請書等の提出期限 令和4年10月31日(月)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第 1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、 封筒に「多目的デジタルX線TVシステムに係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

- ウ 提出部数 1部
- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年11月11日(金)午前11時 群馬県立がんセンター3階がんネット会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月10日(木)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立がんセンター院長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「多目的デジタルX線TVシステムに係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。)
- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
 - (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった 者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 落札者の決定方法 規程第116条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

また、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KANUMA Tatsuya, Director of the Gunma Prefectural Cancer Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Multipurpose digital X-ray TV system(including

the charge of maintenance consignment for five years except Manufacturer's warranty period) 1 set

- (3) Delivery period: Friday, March 31, 2023
- (4) Delivery place: Gunma Prefectural Cancer Center
- (5) Dates of issue for tender documents: Bidding explanation handbooks may be obtained from Tuesday, October 4, 2022 through Tuesday, October 11, 2022, from 9:00 a.m. to 12:00 a.m. and from 1:00 p.m. to 5:00 p.m., at the location noted below (8)
- (6) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bindding qualifications: Monday, October 31, 2022 at 5:00 p.m.
- (7) Time-limit for tender: November 11, 2022 at 11:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by November 10, 2022 at 5:00 p.m.)
- (8) Contact point for the notice: IWAMARU Akihiro, Management Office of Gunma Prefectural Cancer Center, 617-1, Takahayashinishi-cho, Ota-shi, Gunma-ken, 373-8550, Japan, TEL 0276-38-0771 (Japanese language only)

每週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111